

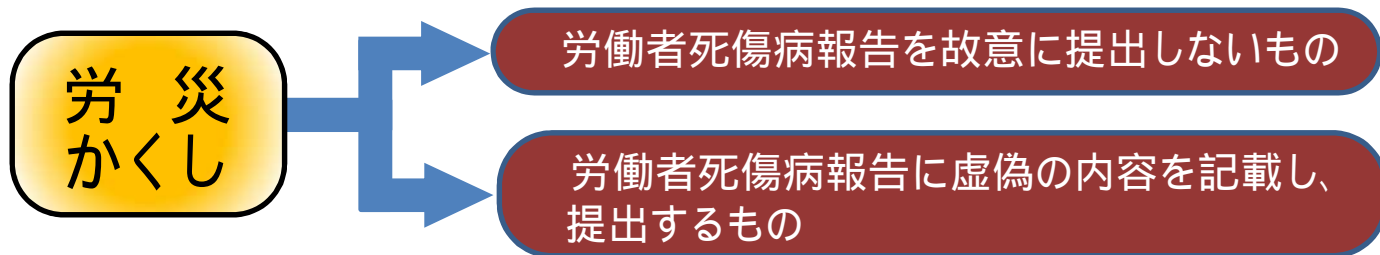


事業主は、労働者が労働災害にあつて休業・死亡した場合、  
所轄の労働基準監督署に「労働者死傷病報告」を提出しなければなりません。

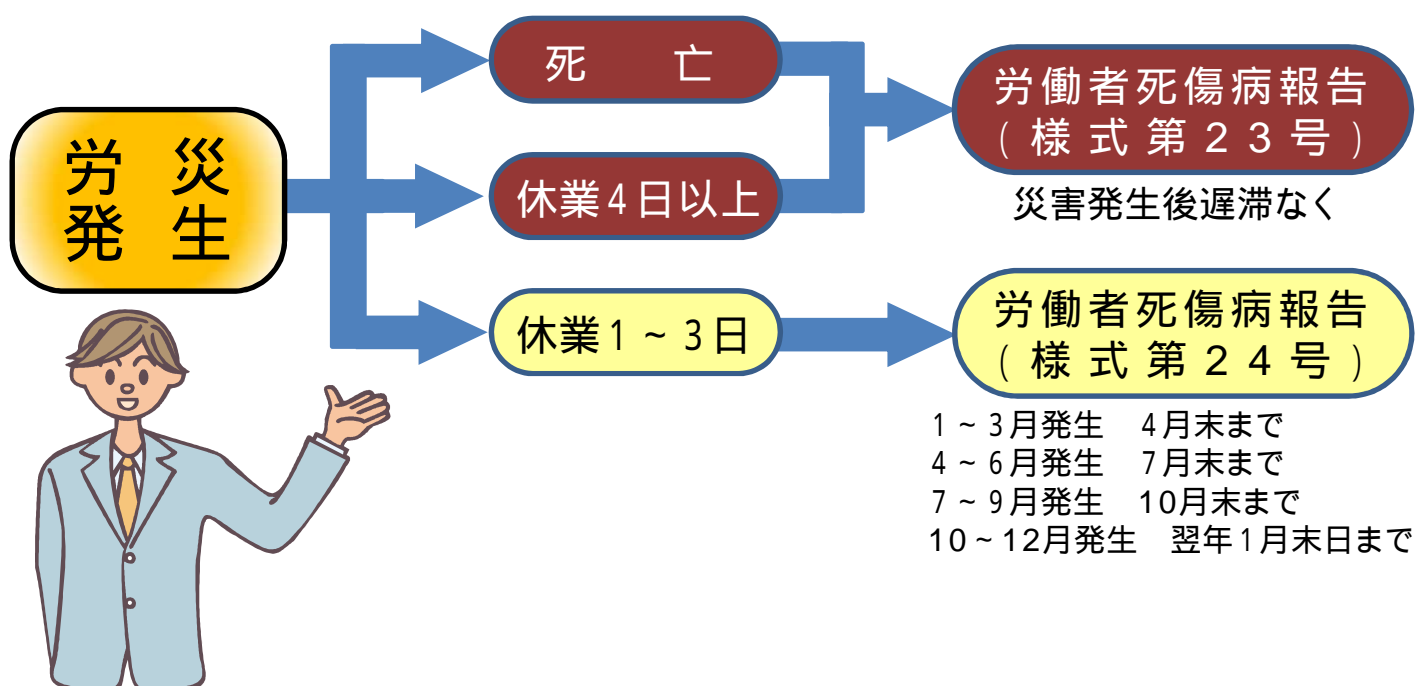
**労働災害に健康保険は使えない、使わない。  
労働災害の受診は労災保険で!!**

労災保険の請求手続きについては、まず労働基準監督署へご相談ください。

# 1 「労災かくし」とは？



# 2 労働者死傷病報告の提出



## 労働安全衛生法第100条 労働安全衛生規則第97条

- 事業者は、労働者が労働災害、その他就業中又は、事業場内若しくはその付属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒により死亡し又は、休業したときは、**遅滞なく**、様式第23号による報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。
- 前項の場合において、休業の日数が4日に満たないときは、事業者は、同項の規定にかかわらず、1月から3月まで、4月から6月まで、7月から9月まで及び10月から12月までの期間における当該事実について、様式第24号による報告書をそれぞれの期間における最後の月の翌月末日までに、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

労働者死傷病報告様式（第23号）は、QRコードにより厚生労働省のホームページからダウンロード出来ます。



(R4.4 作成)